

2024年9月

お客さま 各位

東奥信用金庫

「破産管財人等名義口座開設手数料」の新設について

平素より、東奥信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、破産管財人、相続財産管理人等が手続きのために開設する管理用口座につきまして、口座開設にかかる事務負担等を考慮し、下記のとおり口座開設手数料を新設させていただきます。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 新設日

2024年10月1日（火）

2. 新設手数料

対象口座名義	金額
破産管財人	16,500円 (税込)
相続財産管理人	
相続財産清算人	
不在者財産管理人	
遺言執行者	

※1 上記以外にも法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設する口座も含みます。

※2 既存口座を名義変更する場合も含みます。

※3 口座開設1件ごとに手数料を徴求いたします。

以上